

令和 8 年度富里市産業まつり農畜産物及び商工業製品即売会開催要領

1 目 的

市内で生産・販売されている農畜産物・植木・衣料品・食料品・その他の品物を即売し、生産者・商工業者と消費者の交流を図り、市の産業の更なる活性化を図ることを目的に開催する。

2 開催日程及び会場

- (1) 日 時 令和 8 年 1 1 月 1 5 日（日）午前 9 時～午後 3 時
- (2) 会 場 富里中央公民館前駐車場

3 出店及び搬入搬出

- (1) 出店者は別に定める申込書（第 3 号様式）を令和 8 年 1 0 月 9 日（金）までに、産業まつり実行委員長へ提出する。
なお、申込書を提出したのち、部会にて協議し、出店者に通知する。
- (2) 原則として、市内に在住の農業者及び市内に事業所のある事業者に限る。
ただし、実行委員長が特に認める場合はその限りではない。なお、商工業者の取りまとめについては、富里市商工会が行うものとする。
- (3) 農産物の販売については、市内で生産されたものに限る。
- (4) 搬入については、担当係員の指示に従い、開催日時までに定められた区画内に搬入する。
- (5) 即売並びに販売価格の決定は出店者が行い、消費者サービスに努める。
- (6) 搬出については、担当係員の指示に従い、日程終了後出品物を搬出し、使用した区画を清掃する。
- (7) 販売を目的とする団体には出店料として、テント 1 張当たり 10,000 円（半分の使用の場合は 5,000 円）、キッチンカー 1 台 5,000 円を徴収する。
- (8) 搬入・搬出・販売の経費については、出店者の負担とする。
- (9) 定められた備品以外については、出店者の負担とする。
- (10) その他必要な事項は、部会で協議し委員長の承認を得る。